

答申個第57号

平成28年8月24日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

下記のとおり諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。

記

各部署に保存されているホワイト修正跡が残っている謄本や附票の不存在による非開示決定事案

- (1) 平成27年3月20日付け文地第349号（諮問個第61号）
- (2) 平成27年3月25日付け西区窓第116号（諮問個第65号）
- (3) 平成27年3月25日付け行コ第23号（諮問個第67号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 審査会における審議の方法

本件の3件の各異議申立ては、異議申立人の1件の個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、実施機関の担当課それぞれがこれを取得していない又はホワイト修正跡が残っているとは認められないとして行った不存在による非開示決定に係るものであるため、当審査会において、これらを併合して審議した。

3 異議申立ての経過

異議申立人は、平成27年1月22日に、実施機関の文化市民局地域自治推進室（以下「地域自治推進室」という。）、西京区役所区民部市民窓口課（以下「市民窓口課」という。）及び行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「各部所に保存されている謄本や附票でホワイト修正跡が残っている（すなわち正しくない訂正跡がある）ものを開示して欲しい。（ヒントH26.11に情報公開コーナーで頂いた例のものです。）」の開示を請求した。

以降の経過は、別表1のとおりである。

4 異議申立ての趣旨

本件各異議申立ての趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

5 実施機関の主張

理由説明書によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件請求に係る公文書について

異議申立人は、本件請求に係る公文書として、「謄本や附票」と記載している。これが具体的に何を指すのか明確ではないが、これまでの異議申立人とのやり取りから、本件請求に係る公文書は、異議申立人が作成し、実施機関の各部署に持ち込んだ、自身に係る除籍謄本のコピー、戸籍の附票及び除附票（除籍の附票）の写しのコピーと解することができる。

(2) 本件請求に係る公文書を不存在による非開示としている理由について

ア 諮問個第61号について

異議申立人は、本件請求において、本件請求に係る公文書を特定するために、請求書に「ヒント H26.11に情報公開コーナーで頂いた例のものです。」と記載している。しかし、地域自治推進室は、異議申立人に対して、平成26年11月に本市情報公開コーナー（総合企画局情報化推進室情報公開コーナー）で公文書の閲覧及び交付を行った事実はない。

他方で、地域自治推進室は、異議申立人からの平成26年11月12日付けの個人情報開示請求「訂正前と訂正後の附票を一覧にして渡した。（それはA4 1枚左右に表わした。これが欲しい。）」に対して、同月28日付けで「平成26年1月31日受理文書」を開示する旨の決定をし、その旨、異議申立人に通知し、同年12月3日に本市情報公開コーナーでその写しを交付している。この写しは、異議申立人が地域自治推進室に持ち込んだ附票の写しのコピー（訂正前と訂正後のものを1枚にまとめたもの）であり、地域自治推進室が保有していることから、地域自治推進室は、当該公文書を本件請求に係る公文書の候補として特定した。

しかし、当該公文書には「ホワイト修正跡が残っている」とは認められないため、当該公文書は本件請求に係る公文書には該当しないと判断している。

イ 諮問個第65号について

異議申立人は、本件請求において、本件請求に係る公文書を特定するために、請求書に「ヒント H26.11に情報公開コーナーで頂いた例のものです。」と記載している。市民窓口課は、異議申立人からの平成26年10月8日付けの個人情報開示請求「私が役所に提出した「H23/3付妻の戸籍の附票」が欲しい」に対して、同月31日付けで、異議申立人の戸籍の附票の写しのコピーである「平成25年5月15日に請求者が持ち込んだ資料の写し」を開示する旨の決定をし、その旨異議申立人に通知し、同年11月12日に本市情報公開コーナーでその写しを交付している。そこで、市民窓口課は「平成25年5月15日に異議申立人が持ち込んだ戸籍の附票の写しのコピー」を当該公文書の候補として特定した。

しかし、当該公文書には「ホワイト修正跡が残っている」とは認められないため、当該公文書は本件請求に係る公文書には該当しないと判断している。

ウ 諮問個第67号について

異議申立人は、本件請求において、本件請求に係る公文書を特定するために、請求書に「ヒント H26.11に情報公開コーナーで頂いた例のものです。」と記載している。しかし、コンプライアンス推進室は、異議申立人に対して、平成26年11月に本市情報公開コーナーで公文書の閲覧及び交付を行った事実はない。

他方で、コンプライアンス推進室は、異議申立人がコンプライアンス推進室に持ち込んだ異議申立人の除籍の謄本（再製前及び再製後のもの）のコピーを保有しており、当該公文書を本件請求に係る公文書の候補として特定した。

しかし、当該公文書には「ホワイト修正跡が残っている」とは確認できないため、当該

公文書は本件請求に係る公文書には該当しないと判断している。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

6 異議申立人の主張

異議申立書及び意見書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 諮問個第61号について

正しくない訂正跡のある謄本や附票の写しを求めました。(H27.1.22に請求)

私が貴職に提出したのは原本をコピー(複写)した謄本です。いうまでもありません。

同じ謄本を見て職員は不正訂正だと明言されています。

附票日付左側H25.8.1右側23.3.22で左右見たら番地と年号がホワイト不正訂正と分る。

(2) 諮問個第65号について

謄本はたった1枚ある現物を転写(コピー)したものです。

謄本はH23.4.8文字訂正の時にホワイト跡をつけた。附票はH23.3面前でホワイト跡つけた。

京都市を良くする為に情報公開制度があります。そのために今回市民が核心を特定して初めて請求しました。

(3) 諮問個第67号について

謄本はH23.4.8文字訂正の時にホワイト跡つけた。その跡をプロの現場の職員が認めた。

附票はH23.3面前でホワイト修正を実行した。

文・地課長がホワイト修正と認めた。私も役所にファイルされているのを知っています。

不正訂正が露見しないようにコピー跡(ぶつづ跡が一杯)を故意につけて再度コピーした。

コンプラの職員は訂正跡を改ざんして「不正訂正は確認できない」と言い逃れをした。

7 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

ア 異議申立人の請求は、「各部所に保存されている謄本や附票でホワイト修正跡が残っている(す

なわち正しくない訂正跡がある)ものを開示して欲しい。(ヒント H26.11に情報公開コーナーで頂いた例のものです。)」である。実施機関は、異議申立人が求めている文書は、各部署が保管する、異議申立人が作成し実施機関の各部署に持ち込んだ除籍「謄本」及び「附票」の写しのコピーであると判断したとのことであった。

イ 異議申立人と市民窓口課との間で戸籍及び除籍の文字の更正等について争いになっており、異議申立人によるこれまでの開示請求の内容から、「謄本」とは、異議申立人に係る除籍の謄本であると考えられる。同様に、「附票」とは、異議申立人に係る戸籍の附票及び除附票の写しであると考えられる。通常、除籍については、市民窓口課において、手数料を徴収したうえで、その謄本を交付することとなっている(戸籍法第12条の2、同法第10条第1項)。また、戸籍の附票及び除附票についても、同様に市民窓口課においてその写しを交付することとなっている(住民基本台帳法第20条、住民基本台帳法施行令第19条)。一般的には、「謄本」といえば除籍謄本を、「附票」といえば、戸籍の附票及び除附票の原本そのものを指すものである。

ウ もっとも、異議申立人は、開示請求書において「ヒントH26.11に情報公開コーナーで頂いた例のものです。」と説明している。前述のとおり、除籍謄本や、戸籍の附票及び除附票の写しは、市民窓口課で交付するものであり、情報公開コーナーで交付したとは考えられない。

エ 市民窓口課の説明によると、平成26年11月12日に情報公開コーナーにおいて、異議申立人が平成25年5月15日に市民窓口課に持ち込んだ戸籍の附票の写しのコピーを開示している。このことが異議申立人の説明と合致することから、これを本件請求に係る公文書の候補として特定したとのことである。

また、地域自治推進室及びコンプライアンス推進室では、平成26年11月に異議申立人に公文書の閲覧及び交付を行った事実はない。そのような中で、地域自治推進室及びコンプライアンス推進室は、開示請求の趣旨をできるだけ広く捉えて、それぞれ、異議申立人が持ち込んだ附票の写しのコピー(訂正前と訂正後のものを1枚にまとめたもの)又は除籍の謄本(再製前及び再製後のもの)のコピーを本件請求に係る公文書の候補として特定したとのことである。

オ 当審査会は、上記アからエの内容を踏まえ、本件請求に係る公文書は、市民窓口課が保管する除籍、戸籍の附票及び除附票そのものではなく、異議申立人が作成し、実施機関の各部署に持ち込んだ、除籍謄本のコピー及び戸籍の附票並びに除附票の写しのコピーであると判断した。あわせて、異議申立人と実施機関との間で文書の特定に関して争いが無いことから、実施機関による公文書の候補の特定に誤りはないとの前提の下で審議した。

(2) 本件処分について

異議申立人の請求は、「各部所に保存されている謄本や附票でホワイト修正跡が残っている(すなわち正しくない訂正跡がある)ものを開示して欲しい。(ヒント H26.11に情報公開コーナーで頂いた例のものです。)」である。前述の7(1)のとおり、実施機関は、異議申立人が求めている文書を、異議申立人が実施機関の各部署に持ち込んだ、除籍謄本のコピー及び戸籍の附票並びに除附票の写しの

コピーであると捉え、前述の5のとおり文書の候補を特定した。この文書の特定について、異議申立人と実施機関との間に争いはない。

そのうえで、実施機関は、それぞれ請求文書の候補として特定したものの中に、除籍簿や戸籍の附票及び除附票の原本における「ホワイト修正跡」が確認できるかどうかを判断し、確認できないと判断したことにより、本件請求に係る文書を不存在であるとした。なお、「ホワイト修正跡」とは、修正液による修正跡を指すものと考えられる。

当審査会において、本件各文書を確認したところ、修正液による修正跡があるかどうかは判断できず、原処分判断を覆すに足る事実は見出せなかった。したがって、実施機関の判断に不合理な点があるとは認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

- 1 審議の経過
別表2のとおり
- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第2部会（部会長 市川 喜崇）

別表 1

諮問番号	請求内容等	
個第 6 1 号	請求日	平成 2 7 年 1 月 2 2 日
	請求内容	各部所に保存されている謄本や附票でホワイト修正跡が残っている（すなわち正しくない訂正跡がある）ものを開示して欲しい。（ヒントH 2 6 . 1 1 に情報公開コーナーで頂いた例のものです。）
	請求先所属	文化市民局地域自治推進室
	処分通知日	平成 2 7 年 2 月 1 0 日
	異議申立日	平成 2 7 年 2 月 1 8 日
個第 6 5 号	請求日	平成 2 7 年 1 月 2 2 日
	請求内容	諮問個第 6 1 号と同じ
	請求先所属	西京区役所区民部市民窓口課
	処分通知日	平成 2 7 年 2 月 1 3 日
	異議申立日	平成 2 7 年 2 月 2 5 日
個第 6 7 号	請求日	平成 2 7 年 1 月 2 2 日
	請求内容	諮問個第 6 1 号と同じ
	請求先所属	行財政局コンプライアンス推進室
	処分通知日	平成 2 7 年 2 月 6 日
	異議申立日	平成 2 7 年 2 月 2 5 日

別表 2

	諮問番号	年月日等
諮問	諮問個第 6 1 号	平成 2 7 年 3 月 2 0 日
	諮問個第 6 5 号	平成 2 7 年 3 月 2 5 日
	諮問個第 6 7 号	平成 2 7 年 3 月 2 5 日
理由説明書	諮問個第 6 1 号	平成 2 7 年 4 月 2 0 日
	諮問個第 6 5 号	平成 2 7 年 4 月 2 4 日
	諮問個第 6 7 号	平成 2 7 年 4 月 2 4 日
意見書	諮問個第 6 1 号	平成 2 7 年 2 月 2 5 日
	諮問個第 6 5 号	平成 2 7 年 6 月 1 0 日
	諮問個第 6 7 号	平成 2 7 年 5 月 2 2 日
審議	諮問個第 6 1 号	平成 2 8 年 6 月 2 2 日（平成 2 8 年度第 2 回会議）
	諮問個第 6 5 号	
	諮問個第 6 1 号	平成 2 8 年 7 月 2 7 日（平成 2 8 年度第 3 回会議）
	諮問個第 6 7 号	
	諮問個第 6 1 号	平成 2 8 年 8 月 2 4 日（平成 2 8 年度第 4 回会議）
	諮問個第 6 5 号	
諮問個第 6 7 号		

- ※ 実施機関の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。
- ※ 異議申立人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。